

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年11月7日

要望団体名: 岩手県生コンクリート工業組合

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 全国統一基準による生コンクリート品質管理監査に合格した㊟マークの生コンの優先使用について	<p>㊟マークの生コンクリートについて、県土整備部では、平成16年4月から土木工事共通仕様書において「全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等から選定し、JIS A 5308に適合したものを用いなければならない。」と規定し、優先使用することとしています。</p> <p>また、建築工事においても平成17年7月から特記仕様書において土木工事と同様の取扱いとしています。</p>	A		
2 コンクリート舗装の採用について	<p>コンクリート舗装については、トンネルや港湾区域内の舗装等を中心に、現場条件やライフサイクルコスト等を考慮した上で、適切な採用に努めていきます。</p>	A		
3 コンクリート構造物への生コンクリート使用について	<p>コンクリート構造物における現場打ちの導入に当たっては、各現場ごとに施工条件やコスト等を考慮した上で、適切な採用に努めていきます。</p>	A		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類